

各地方整備局長 殿

国土交通省大臣官房長
(公印省略)

「地方建設局工事請負業者選定事務処理要領の一部改正に伴う取扱いについて」の
一部改正について

標記について、「工事請負業者選定事務処理要領」(昭和 41 年 12 月 23 日付け建設
省厚第 76 号)の一部改正に伴い「地方建設局工事請負業者選定事務処理要領の一部改
正に伴う取扱いについて」(昭和 47 年 11 月 16 日付け建設省厚発第 393 号)の一
部を下記のとおり改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

記 1 の表「受変電設備工事」の項の下に次のように加える。

橋 梁 補 修 工 事	土木一式工事 (土) ○舗装工事 (舗) ○電気工事 (電) ○とび・土工・コンクリート工事 (と) ○石工事 (石) ○タイル・れんが・ブロック工事 (タ) ○鋼構造物工事 (鋼) ○鉄筋工事 (筋) ○防水工事 (防) ○機械器具設置工事 (機) ○塗装工事 (塗) ○電気通信工事 (通) ○解体工事 (解)
-------------	---

附 則

この通知は、令和 3 年度以降に締結する地方整備局の所掌する工事の請負契約につい
て適用する。